

承継新聞

大分県事業承継新聞

12月14日
(金曜日)

発行所: 大分県商工会連合会
事業引継ぎ支援センター
【事業承継ネットワーク事業】
〒870-0026
大分市金池町3-1-64
大分県中小企業会館5F
Tel 097-535-7230
Fax 097-585-5011

後継候補がいる割合は52%

承継診断の中間報告会 (ネットワーク会議)

6月中旬から県内の商工会・商工会議所を中心に始めた、『事業承継診断』は、9月末で1500事業所の方にご協力いただくことができました。

候補者がいる割合では飲食業が41.3%、小売業が46.2%という厳しい結果が出てきました。左の表が集計結果。

業種	回答事業所数	回答事業所割合	夢を語り合える候補者がいる割合	候補者がいる割合	候補者がいる割合の順位
製造業	173	11.6%	108	62.4%	2位
建設業	219	14.7%	119	54.3%	5位
小売業	366	24.6%	169	46.2%	7位
卸売業	80	5.4%	46	57.5%	3位
サービス業	355	23.9%	182	51.3%	6位
飲食業	126	8.5%	52	41.3%	8位
宿泊業	41	2.8%	28	68.3%	1位
その他	128	8.6%	71	55.5%	4位
合計	1,488		775	52.1%	

後継者候補の割合は?

回収された1488件の中で、業種別には、小売業の366社(24.6%)、サービス業の355社(23.9%)、建設業219社(14.7%)の順となっています。その中で10年後の夢について語り合える候補者の割合では、宿泊業が68.3%、製造業が62.4%、卸売業が57.5%という結果となりました。逆に

引継ぎ支援センターに103件

寄せられた中で、事業引継ぎ支援センターへの支援が依頼された事業所数は103件でした。支援要請に添えるために、センターに配属された担当コーディネーターの3人がフル回転で、支援業務にあたっています。

- ① 企業の状況をヒアリング
 - ② ヒアリングをもとに今後の支援方法を検討・提示する。
- ③ 支援に入る。「見える化」支援II企業の財務の中身の分析、「磨き上げ」備える仕組みの検討。
- ④ 事業承継計画作成(親族内承継の場合は、後継者の年齢や経験にもよりますが、5年~10年程度をめぐりに後継者へのバトンタッチまでの計画を作成します)。
- ⑤ 専門家によるアドバイスも支援の中で行います。

課題は将来の不安が最多

承継診断の中で、『事業承継を行うにあたり、課題と思うことは』

三情報

『事業承継補助金の活用を』

国の補助制度で、事業承継補助金があります。事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業者に対し、設備投資や販路拡大、既存事業の廃業に必要な経費を支援するものです。①承継にあたって、後継者が行う生産性の大幅な向上への取り組みの支援等です。補助額は200万円からM&Aに取り組み場合の1200万円までです。国の予算が確定していませんが、概算要求段階では、本年度(30億円)の半額となっています。お早めの準備と相談を!

金融機関も積極的支援へ

会議の中では、各金融機関の現在の取り組み状況の意見交換も実施。一部機関を除いて、事業承継診断シートにより、取引企業の状況把握。内容を分析して、その後の取り組みについてそれぞれの対応が披露されました。

正月休みを利用して、帰省している後継者候補に面談して、承継の意向を確かめる例が報告。第三者承継案件では、同じ支店内で売り買いのマッチングできた例。事業承継や第三者承継を難しい問題と考えているお客様に、わかりやすく支援をしていくことを計画している例。等々、機関ごとに独自の取り組みを行っています。

商工会・商工会議所と同様に、金融機関でも支店の担当者が事業承継診断の依頼をいただきますので、ご協力をお願いします。



ネットワーク連絡会議の様子

まる得情報

消費税軽減税率対策補助金

来年10月に消費税が10%になり、新聞紙上でも軽減税率や当面の対応策が発表されています。特に軽減税率(8%の取り扱い)の対象となる飲食料品の取り扱い、レジ打ちについて、対象となるお店は煩雑になることが予想されます。8%と



承継事例

紹介

事業引継ぎを機に
総菜部門の強化
(有)あべよしストア
安部 恵一さん



豊後大野市
犬飼町の『あべよしストア』

『の後継者は安部恵一さん。昭和44年に創業した食料品のスーパーマーケットの3代目さん。地元産の野菜を中心に品ぞろえして、新鮮さが評判で、町内外から“あべよしファン”が買い物に訪れています。』



新しく開発した総菜をご賞味にきてください

地域の過疎化は深刻で大分市に隣接している犬飼町の人口は十年前に比べて700人ほど減少し3600人となり、消費も落ち込んでいるのが現状です。この状況を後継者の恵一さん

営業は午前9時~午後7時
問い合わせは(097-5780063)。

用が3万円未満のレジを一台のみ導入する場合は、4分の3の補助。

補助額の上限は、レジ一台当たり20万円。複数台数を導入する場合は200万円が上限となっています。今使っているレジが複数税率に対応しているか、レジメーカーに確認することがよいかもしれません。

軽減税率制度はすべての事業所に影響がある制度です。対象

品目を扱わない事業者を含めすべての課税業者が標準税率(10%)と軽減税率(8%)を区分して経理をしたり、取引先から『軽減税率の対象品目である旨』や『税率ごとに合計した税込み対価の額』を記載した請求書等を求められることが予想されますので、早めの準備を!

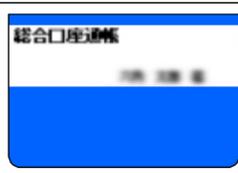
気になる方は、お近くの商工会・商工会議所にご相談されてみてはいかがでしょうか?

ご存知でしたか？ 民法改正

遺産分割関係の改正

今年の7月に40年ぶりに相続法（民法）の改正がありました。今後2年の間に施行されるので、要注意です。改正のポイントについて現在わかっている範囲でお知らせします。

一、配偶者居住権が創設
住宅の権利を「所有権」と「居住権」に分けて評価して、配偶者が居住権を取得すれば、そのまま相続した自宅に住み続けることができるのです。



例えば、相続する財産として①評価額二千万円の自宅と二千万円の預貯金があると仮定します。②法定相続分に従って妻と子が2分の1ずつ（二千万円ずつ）相続



れた自宅を相続したいと考えた場合、預貯金は、すべて子が受け取るようになります。④早速、妻は生活費がないため、明日の生活に困ることになります。極端な例ですが、このような事態も想定され、「居住権」

が創設され、配偶者保護が強化されました。

ポイント・妻は居住権を取得することで、自宅に住み続け、評価額が低い居住権により預貯金なども取得しやすくなります。

二、結婚20年以上の自宅贈与
自宅不動産の遺贈（遺言による財産を残すこと）や生前贈与は、特別受益（共同相続人間の公平を図るための手続き）に当たらないとされることとなります。

相続財産に計算されないで、相続分を計算できるようになります。このほか、『遺産分割前の遺産範囲の見直し』、『預貯金の仮払い制度』、『遺留分侵害額請求権の新設』、『自筆証書遺言の方式緩和』、『被相続人への介護者の特別寄与』等が、改正のポイントです。家族の形が昔と比べて変わってきたことによる改正かもしれませんね。

具体的な対応については弁護士にご相談されるとよいでしょう。

俗に、相続対策は、①争族対策、②節税対策、③納税対策といわれています。後継者へ事業承継に絡む相続対策の心配がある場合も事業引継ぎ支援センターの専門家派遣制度が活用できるかもしれませんので、ご相談ください。

新・事業承継税制活用のおすすめと注意点

平成30年から、非上場の株式等の贈与税及び相続税の納税の猶予について、大きな改正がありました。中小企業の株式は上場企業と違って、転売性がないにもかかわらず、承継の際には株式に課税される相続税が重たすぎたことが、事業承継が難しくなっている原因の一ついわれています。

今回の改正では、①対象となる株式数の上限が撤廃され、議決権株式の全部が猶予対象、②猶予割合も1

県内六カ所で開催しました

事業承継の重要性や具体的な課題解決方法等について、県内6カ所（大分市、豊後高田市、日田市、杵築市、豊後大野市、佐伯市）でセミナーを開催しました。



講師は中小企業基盤整備機構で事業承継コーディネータを務める西元知基先生、弁護士であり中小企業診断士でもある碓井啓己先生。具体的な事業承継事例や、法律的問題点などについて講演されました。参加者からは、『堅苦しい研

00%に拡大し、納税猶予は「後継者の死亡の時」まで継続となっています。実質上、中小企業株式については相続税・贈与税に関する税負担はゼロになります。

メリットも多いのですが、注意すべき点もあります。気を付けるべきところは気を付けてうまく活用すると、後継者にも負担がかからなく、承継が進むのではないのでしょうか。

注意点は、納税猶予の取り消しに注意です。後継者が代表権を失ったとき、県や税務署長への継続届出書の提出を怠ったとき等、いくつかの取り消し事由がありますので要注意！

事業承継のHPをダウンロード！

ダウンロードをお試しください。



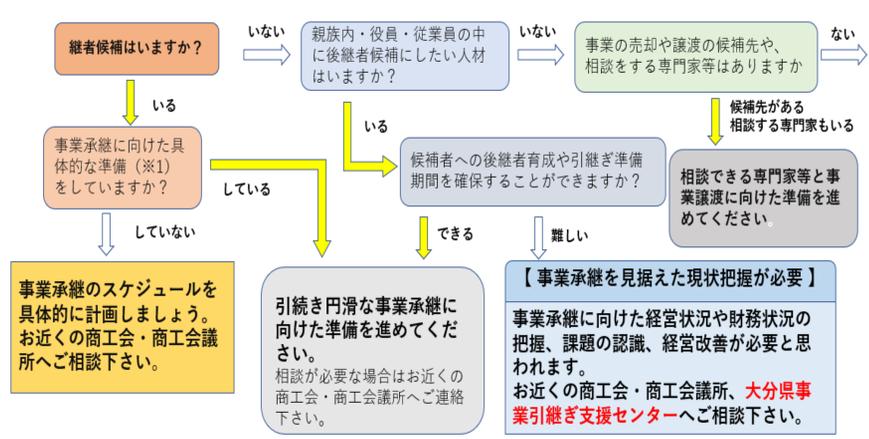
お話し 요약

○西元先生
創業者が事業承継の対策を怠ったため、事業の継続すら危ぶまれた事例などが披露。とにかく事業承継には時間がかかるので早めの取り組みが必要であることが説明されました。

○碓井先生
弁護士としての経験を基に講和。経営者が亡くなってしまっただけで承継が上手くいかなくなつた事例。株式移転の支配権問題、顧客の引継ぎ、遺留分や保証の注意点、商号問題など、具体的な事業承継に際して準備することを中心に説明されました。

60歳からはじめる事業承継自己診断

経営者のみなさん、後継者は決まっていますか？事業承継は多くの課題と時間が必要となります。まずは、簡単な事業承継自己診断をしてみませんか？



大分県事業承継ネットワーク事業では「無料で」事業承継サポートを実施中。後継者は居るが事業承継の具体的な準備(※1)に着手されていない、事業を誰かに継いでもらいたい、事業譲渡が出来ないか知りたい方などはご相談下さい。大分県事業承継ネットワーク事業事務局 電話:097-535-7230 (時間 8:30~17:15 土日祝除く)

※1: 具体的な準備とは①後継者に対して経営者教育、人脈・技術などの引継ぎの準備、②役員・従業員・取引先などの関係者の理解や協力を得る取り組み、③事業承継に向けた財務や税務、人事等の観点での取り組み、のことです。

今号のオススメ本

残念な相続 (内藤克 著)

「うちは、大した財産もないし、相続は関係はない」と思っている人ほど、困っているのが相続の問題です。親の面倒を見たら遺産の上乗せがあるの？ 相続放棄したら借金はなくなるの？ 名義預金は？ なるの？ 遺言があるのに何故もめるの？ 相続した実家の節税策はどうしたら？ SNSから資産がばれる？ 等、ベテランの税理士がリアルに事例を基に相続対策の危険なポイントを説明しています。



編集後記

年が明けると、平成の時代も終わります。大地震、巨大台風、ゲリラ豪雨、竜巻など、想定外の自然災害に見舞われた時代でありました。次の時代も、このような自然災害が続くかもしれません。備えあれば憂いなし」という言葉を肝に銘じて、準備しないといけません。事業承継も同様で、本センターへ相談半ばに、先代の経営者がお亡くなりになる例が散見されています。残された遺族の方の悲しみ、ご苦労は大変なものがあります。事業承継も同じく、備えあれば憂いなしです。お早めに！